

はじめに

近年、わが国の会計基準は、市場環境の変化や国際化への適用が求められ、会計ビッグバンの名の下、大きく変化してきている。具体的には、2000(平成 12)年の連結財務諸表の改定及び税効果会計の導入、2001(平成 13)年の退職給付会計の改定及び金融資産についての時価会計の導入等が行われてきた。そして、この会計ビッグバンの総仕上げとも言え、また最後まで実施が待たれていたテーマこそが、まさに減損会計なのである。

本稿で扱う減損会計はたいへんにタイムリーであり、そして重要性の高いテーマであると言える。その社会的注目度の高さを証明するため、日経新聞により減損会計に関する記事を収集し、分析を試みた。

今回の研究内容は、第 1 章では減損会計の概要、第 2 章では減損会計に対する税務の対応、そして第 3 章では減損会計をめぐる国際的動向、と三部の構成に分けられて研究が進められた。

第 1 章では、まず減損会計とはいったいどのようなものであるのか(1)減損会計の意義から説明する。そして、なぜ今注目されているのか(2)減損会計導入の背景にふれた後、新聞分析を含めた(3)減損会計導入の経緯についてみていく。次いで減損会計の早期適用(前倒し適用)の会社名を例示して(4)減損会計適用会社及び実施時期についてみていき、最後に実際に仕訳を用いて(5)減損会計の会計処理を説明する。

第 2 章は、本稿におけるメインの研究テーマである減損会計に関する税務の対応について述べる。企業会計審議会により 2002(平成 14)年 8 月に「固定資産の減損に係わる会計基準の設定に関する意見書」が公表されたのに対して、税法では減損会計そのものについての規定はいまだ設けられておらず、通達によりアドホック的に対処している状況に留まっている。そこで、まずは(1)税法規定と減損処理を、金融庁の対応と日本公認会計士協会の対応の二つの観点からみていく。そして、(2)資産評価と減損処理を、税務上の評価損規定で対応できるのかを検討し、次に、(3)減価償却と減損処理を、税務上の減価償却規定で対応できるのかを検討する。さらに、(4)資産売却による対応についてふれ、最後に(5)減損会計の派生的影響を、同族会社の特別規定に対する影響、受取配当金負債利子計算に対する影響、資産税に対する影響、の三つの論点から論じる。

アメリカでは、1995 年に財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards : SFAS)121 号により減損会計の導入が行われており、既に実務的にも浸透している。また、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee : IASC)からも 1998 年に国際会計基準(International Accounting Standards : IAS)36 号として基準が公表されている。日本で減損会計の導入が必要視されてきたのも、このような国際的な流れが大きな影響を及ぼしたと考えることができるだろう。第 3 章では、(1)IASC の動向、(2)アメリカの動向、そして(3)イギリスの動向について述べる。

(丁 宇絃)

減損会計の概要

本章では、減損会計の意義、導入の背景・経緯、適用対象会社やその実施時期、また会計処理の方法を述べる。3節「減損会計導入の経緯」において、日経新聞の分析を行った。この分析結果により、減損会計に対する社会的注目度の高さを示している。

1. 減損会計の意義

減損会計とは、資産の収益性が当初の予想よりも低下したときには、固定資産（単独の資産、またはグルーピングされた資産）の生み出す将来キャッシュフローの使用価値又は正味売却価額による回収可能価額を帳簿価額に反映させる会計処理である。つまり、このような会計処理は、事業用固定資産の過大となった帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないための会計処理であり、あくまでも取得原価基準の枠内で行われる臨時的な会計処理である。

すなわち、環境の変化などによって固定資産の収益性が低下し、投資額を回収できなくなった場合に、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで評価減し、当該評価減を特別損失として計上する会計処理のことである（図表1参照）。

なお、土地などの処分価額（時価）の下落と減損損失の発生とは必ずしも等しくはない。例えば、土地の処分価額が下落している場合でも、その土地を使用して将来十分な収益（キャッシュインフロー）が見込まれれば、減損会計の適用はない。

要するに、減損会計を行う意義は、経営者の過去の投資に対する失敗をいち早く認識し、投資額が過大となった部分に生じた含み損の先送りを許さないということにある。

図表1

帳簿価額	回収不可能価額	将来に損失を繰り延べないために切り捨てる
	回収可能価額 (注)	投資の回収可能性を反映

(注) 回収可能価額 か のいずれか高いほうの金額

正味売却価額：資産を処分して得られるキャッシュフロー

使用価値：資産を使用し続けることにより得られるキャッシュフロー

(並木 建造)

2. 減損会計導入の背景

本節では、なぜ今この時期に減損会計が適用されることになったのか、また、なぜ今までこのような会計基準が作られてこなかったのかという、減損会計導入に至った背景について以下の三つの観点から考察する。

第一に、IAS が決定されたことが挙げられる。近年、航空技術やコンピュータの発達に伴い、各国の経済活動も急速に発達してきた。いわゆる経済のグローバル化が進む中で、1970年代から各国の会計制度をできるだけ統一させようという動きが始まった。この時期からわが国でも各国の会計制度を研究し、比較・類型化するような研究が行われてきた。そして1998(平成10)年にIASCによってIASの大枠が決定された。この国際的な会計基準とわが国の会計基準を比較すると、多くの点で乖離が見られた。海外に市場を求める現代において、これを放置するとわが国の財務諸表は国際的な信用を失い、自国の経済活動を阻害する恐れがある。

第二に、会計ビッグバンの総仕上げとしての一面がある。世界各国が自国の会計制度を国際的な会計基準に準拠させる動きを見せた1990年代中ごろ、わが国でも1996(平成8)年に会計ビッグバンと呼ばれる大改革構想が発表された。連結財務諸表の改定(2000年)キャッシュフロー計算書の新設(2000年)、研究開発費会計の改定(2000年)、税効果会計の導入(2000年)、退職給付会計の改定(2001年)、金融資産についての時価会計の導入(2001年)など、多くの新制度を実施・検討する中で、最後に残されたのがこの減損会計である。

また、この会計ビッグバンは税務との関係において、企業会計と税法基準との決別という結果をもたらした。元来、企業会計と税法基準は密接にかかわり合いながら発展してきた。しかし会計ビッグバンの下、会計処理基準の大幅な改正が行われた。これに伴い税法も改正されたが、その方向性は両者ともにますます乖離するものとなった。その結果、今まで税法基準に準拠しながら会計処理を行ってきた中小企業などは、本来、企業の適正な業績を表示すべきものである損益計算をその目的の異なる税法基準で会計処理を行うため、適正な損益を計算しなくなってしまった。よって企業会計は適正な財務状態を表すための独自の会計基準を新設し、その基準に従った会計処理が求められるようになった。

第三に、バブル崩壊後の固定資産価格の暴落が挙げられる。1980年代後半、高度経済成長の波に乗り、わが国の固定資産の価格も急激に高騰していった。まして土地などの不動産は持っているだけで利益を生み、その資産価格が下がることは予想されなかった。そのため、当時は固定資産の収益性低下に関する会計処理の基準は明確ではなく、また、評価方法も取得原価基準を用いた会計が行われていた。そのような制度の下でバブルが崩壊し、不動産の価格は急落していったが、取得原価基準をとっていたためこの下落分を評価することができず、その損失を先送りにしてきた。その結果が今日の固定資産の含み損につながってくるのであり、正確な財務諸表を作成するうえで、この含み損を処理することは必要不可欠である。

以上のような諸事情を背景にして、2006(平成18)年3月期から減損会計の導入が適用

されることとなった。

(新井 俊文)

3. 減損会計導入の経緯

(1) 企業会計審議会における検討

固定資産の減損会計の導入に関する検討は、1999(平成11)年10月22日に開催された企業会計審議会総会において、今後の審議事項として取り上げられ、固定資産の会計処理について幅広い観点からの検討が開始された。

1999(平成11)年以降、まず、「固定資産の会計処理について」を検討課題とした企業会計審議会第一部会で審議が行われた。第一部会では、固定資産に係るわが国の会計実務や海外の会計基準及びその動向等について審議された。第一部会における八回にわたる審議の結果、企業会計審議会は、第一部会の審議を踏まえ、固定資産の会計処理について検討すべき論点をとりまとめ、2000(平成12)年6月23日に「固定資産の会計処理に関する論点の整理」を公表した。この論点整理は、「固定資産の会計処理に関し、最優先の課題は減損の処理であり、まず、その基準を整備することが必要である」と結論づけたうえで、固定資産の減損に関するアメリカの基準や、IASを検討し、減損会計の基準化の際の問題点を論じている。

2000(平成12)年7月28日に開催された企業会計審議会総会において、第一部会で審議されてきた固定資産の会計処理の問題を同部会から引き継いで検討するために、固定資産部会が設置された。固定資産部会においては、同年9月以降、固定資産の減損会計と投資不動産の会計処理について、審議された。2001(平成13)年7月6日には、その審議内容を中間的にまとめた「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」を公表した。この経過報告では、固定資産の減損会計の主な論点について骨格が示されたほか、投資不動産については、他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行うという方向性が示された。

固定資産部会は、経過報告に対する意見を踏まえて審議を重ねた結果、2002(平成14)年4月19日に「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書(公開草案)」を公表した。同年8月9日、企業会計審議会は、総会を開催し、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書(以下「減損会計基準」とする)」を確定・公表した。

(2) 企業会計基準委員会における検討

「減損会計基準」では、「本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、関係府令を整備すると共に、次の事項を含め、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan: ASBJ)において適切に措置していくことが適当である」と記述している。これを受け、2002(平成14)年8月27日に開催された第18回企業会計基準委員会において、具体的な検討の場として減損会計専門委員会が設置された。

同年9月以降、減損会計専門委員会において審議が重ねられた。企業会計審議会によって公表された「減損会計基準」において、これを実務に適用する場合の具体的な適用指針を

まとめるにあたり意見を求め、2003（平成15）年3月5日に、『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理』が公表された。その後、3月に公表した「検討状況の整理」の意見を検討した結果、同年8月1日に、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（公開草案）」を公表した。10月31日には、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を実務に適用する場合の具体的な指針として取りまとめた、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を公開草案に寄せられた意見を検討し、修正を行ったうえで公表した。

ASBJ では、「減損会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の早期適用に関する事項について、実務対応報告として、2004（平成16）年2月23日に、「固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取り扱い（公開草案）」を公表した。同年3月9日、公開草案に寄せられた意見を検討し、修正を行ったうえで、「固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取り扱い」を公表した。

（3）減損会計導入に対する新聞記事の分析

2002（平成14）年4月～2004（平成16）年9月の間に日経新聞に掲載された減損会計に関する記事を、企業会計審議会及びASBJから公表された基準等と関わらせて分析した。

2002年4月

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」

企業会計審議会 2002年4月19日

減損会計導入の草案、政府と企業の対立、制度内容の不安性を取り上げる記事が多く、4月20日に減損会計の手順・減損会計適用までの日程などを公開草案の内容を踏まえて解説。また、導入に対する企業側からの不安感、会計ビッグバンの総仕上げとして取り扱う記事が多く見られる。

2002年8月

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」

企業会計審議会 2002年8月9日

企業会計審議会から正式に意見書が公表されたことにより、その内容を解説するとともに、減損会計導入による企業財務の健全化・透明化を指摘する記事が多く見られる。又、減損会計導入に伴う資産の含み損の調査の記事が多く見られる。

2003年3月

『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」

企業会計基準委員会 2003年3月5日

減損会計を解説する記事が多く見られる。又、減損処理に伴い多額の損失計上が企業利益を圧迫し、株価に悪影響を及ぼすとの懸念から、与党では減損会計の延期を求めるといった記事が多い。

2003年8月

企業会計基準適用指針公開草案第6号

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（公開草案）」

企業会計基準委員会 2003年8月1日

公表された適用指針の公開草案の概要を解説。

2003年11月

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」

企業会計基準委員会 2003年10月31日

適用指針の要旨。企業の間接決算の状況。減損会計適用前に資産を売却する企業の例示。

2004年2月

実務対応報告公開草案第13号

「固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取り扱い（公開草案）」

企業会計基準委員会 2004年（平成16年）2月23日

2月21日に公開草案に対する記事が載ったが、主に、減損会計導入前に減損資産に対して資産を売却する企業の対応の記事が多かった。

2004年3月

実務対応報告第14号

「固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取り扱い」

企業会計基準委員会 2004年3月9日

今回の公表に対しては記事はなく、主に、16年3月期に減損処理を前倒しで適用する企業の例示と、それら企業の決算の見通しに対する記事が多かった。

まとめ

2002（平成14）年4月に「減損会計基準」の公開草案が公表されてから、日経新聞では減損会計の解説や動向を追う記事が多く見られた。しかし、全ての企業会計審議会・企業会計基準委員会の動きとは対応しておらず、やはり、企業の決算や減損会計の強制適用に対する企業の対応などが多くを占めていた。また、減損会計適用による企業への影響だけでなく、日本国内の財政、金融に与える影響、また、減損会計を含めた国際的な会計の動向について書かれている記事も多く見られた。

（新井 優子）

4．減損会計の適用対象会社と実施時期

減損会計基準を適用した会計処理を行う必要がある企業は、商法上の大会社（資本金5億円以上、または負債総額が200億円以上の株式会社）、上場企業等の証券取引法が適用される会社とされている。中小企業（資本金1億円以下）は、減損会計基準を適用することが望ましいとされるが、当面、減損会計基準の適用は強制されない運びとなった。しかし、減損会計基準を適用する会社が連結財務諸表を作成している場合、その会社の連結子会社や関連会社は、たとえ中小企業であっても減損会計基準を適用した会計処理を行う必要がある。

2006（平成18）年3月期から減損会計が強制適用される。それに伴い、2004（平成16）年3月期決算から減損会計の早期適用を実施する企業が多く見られる。

<早期適用会社の例示>

2004（平成16）年3月期決算において減損会計の早期適用を実施した上場会社は129社、減損損失計上額の総額は単体ベースで6,447億円、連結ベースで8,320億円となることが明らかになった（参考資料4）。減損処理の対象となった資産で目立ったのは、「遊休資産」、「貸貸用資産」、「ゴルフ場」である。半数を超える企業が「遊休資産」を対象に減損処理を行っている。

個別に早期適用を行った企業を見ると、新日本石油が全国213カ所のサービスステーションや石油精製工場などを対象に減損処理を行った結果、調査対象会社中最大の1,714億円（連結ベース）の減損損失を計上した。次いで、東京急行電鉄が「貸貸用資産」、「ゴルフ場」などで総額876億円の減損処理を行っている（図表2参照）。

一方、早期適用を行った企業の中で、損益に与える影響が少ない、または減損損失が生じなかった企業もある（図表3参照）。日本電気、新生銀行、日本農産工業など二十社は減損損失が生じていない。あえて早期適用を行うことによって、財務内容の健全性を明らかにした模様である。

図表2 減損損失計上額上位

会社名	単体	連結
新日本石油	1,162億円	1,714億円
東京急行電鉄	355億円	876億円
伊藤忠商事（ ）	766億円	
日本信販	658億円	661億円
新日本製鐵	342億円	600億円
大成建設	162億円	525億円

アメリカの基準を採用しているため単体のみ調査
 参考文献 税務研究会 「週刊経営財務 2683」[2004.8.2] pp.6

図表3 「固定資産の減損に係る会計基準」早期適用会社（減損損失計上なし）

会社名	取引所
東急建設	東証1部
セコムテクノサービス	東証2部
日立ブランド建設サービス	JASDAQ
日本農産工業	東証1部
攝津製油 非連結	東証2部
Y K T	JASDAQ

NEC システムテクノロジー	東証 1 部
日鉄鋼管	東証 2 部
日鐵ドラム	東証 2 部
高周波熟練	東証 1 部
NEC マシナリー	大証 2 部
日本電気	東証 1 部
NEC エレクトロニクス	東証 1 部
アイコム	東証 1 部
新生銀行	東証 1 部
エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ	JASDAQ
有楽土地	東証 2 部
大和物流 非連結	JASDAQ
相鉄企業	JASDAQ
ダイワラクダ工業 非連結	大証 2 部

参考文献 税務研究会 「週刊経営財務 2683」[2004.8.2] pp.12

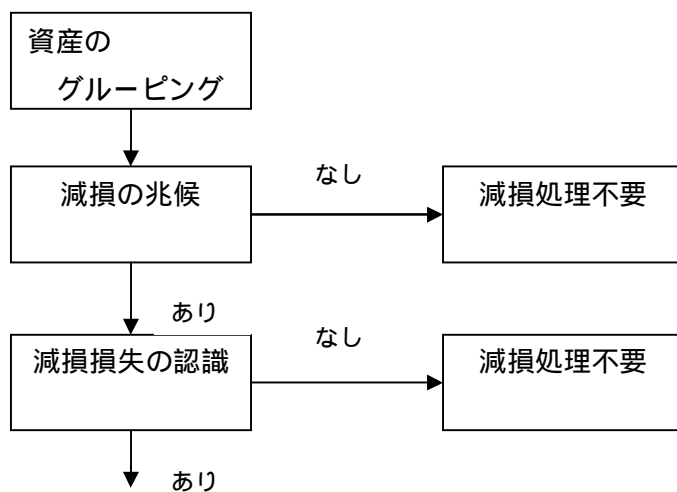
(伊藤 彩子)

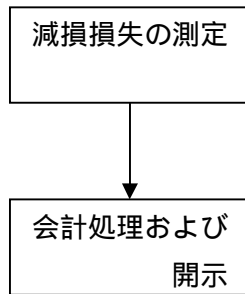
5 . 減損会計の会計処理

(1) 会計処理の流れ

減損会計の会計処理の流れはまず、対象資産のグルーピングに始まり、その後その資産または資産グループにおいて減損の兆候の有無を調べる。無い場合は減損処理は不要となり、ある場合は減損損失の認識へと移る。減損損失の認識に関しても無い場合は減損処理不要となる。認識ありと判断されたら具体的な損失額を計算し、その後に会計処理および開示という流れになる。以下にその流れを図表として表す。

図表 4





(2) 資産のグルーピング

減損会計の適用にあたって、まず初めに行わなければならないのは、固定資産をグルーピングすることである。固定資産に関しては、個々の資産単体ではなく、土地・建物・備品など複数の資産をまとめて、使用している場合が多い。このような場合には、個別の資産をひとまとめにグルーピングし、一つの単位として減損会計の処理を行う。また、キャッシュフローによる判定の単位である事業を大きく捉えた場合、特定の資産グループに属する資産の範囲が多くなるため、減損が生じている資産の減損損失と、そうでない資産の回収可能価額とが相殺されることで、異なる結果をもたらす可能性がある。グルーピングをどのように行うかによって、資産グループの収益性の判断基準である将来キャッシュフローの金額と資産グループに投資されている額が異なってくるため、減損損失を認識するかどうかの結論が異なってくるのである。そういった意味でもグルーピングを行う基準は、減損処理を行ううえで、大変重要だといえる。

減損会計基準において、「資産のグルーピングに際しては、他の資産又は資産グループのキャッシュフローから概ね独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位で行う」としている。

それでは、「独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位」とは、具体的にどのようなものなのか。仮にキャッシュフローの独立した把握が可能な資産区分であっても、当該資産区分が複数集まったことにより大きな事業全体が、ある一つの意思決定機関により意思決定されるような場合には、当該意思決定により動かされる事業全体を一つの単位として捉え、当該事業に属する資産を資産グループとして減損の認識を行うということも考えられる。減損会計基準では、「複数の資産が一体となって独立したキャッシュフローを生み出す場合には、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定に際して、合理的な範囲でグルーピングを行う必要がある」としている。では、ここでの合理的とはどのような意味なのか。また、連結財務諸表を作成している会社などにはどのような影響が出てくるのだろうか。

・ 連結財務諸表を作成している企業の場合

連結財務諸表を作成している企業では、会社単体でのグルーピングと連結でのグルーピングでは、異なってくる場合が考えられる。

減損会計基準においても、「連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が作成した個別財務諸表を基礎として作成されるが、連結財務諸表においては、連結の見地から資産のグルーピングの単位が見直される場合がある。」として、個別に認識された資産グループを連結では再度単体として、グルーピングを見直すという考え方をとっている。

そうすると特定の事業から生じるキャッシュフローが親子間取引によって生じるものであるため、個別では当該キャッシュフローごとに単位が認識されるが、連結すると相殺消去されてキャッシュフローがなくなってしまうために、連結上のキャッシュフローごとに再度単位を見直す必要が生じる場合などが考えられる。

したがって、連結の立場からは、本社の所有する土地および子会社の所有する建物をグルーピングし連結企業グループの事業に係るキャッシュフローと比較して、減損損失の認識の判定を行う必要が生じると考えられる。

(2) 減損の兆候

減損の兆候とは、資産の帳簿価額について、回収が不可能とされる場合のことである。減損会計基準では、以下のような兆候の例示をあげている。

- ・ 資産が使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュフローが、継続してマイナスとなっているか、継続してそうなる見込みであること
- ・ 資産が使用されている範囲または方法について、当該資産の回収不可能額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みがあること
- ・ 資産が使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みであること
- ・ 資産の市場価格が著しく下落したとき

(山内 隆裕)

(3) 減損の認識

減損の兆候がある資産または資産グループについては減損の認識を行う必要がある。減損会計基準では、将来キャッシュフローを見積もり、当該資産または資産グループのそれが帳簿価額を下回るときに減損損失を認識するとしている。

では、具体的にキャッシュフローを見積もるとはどのようなことか。キャッシュフローとは現金や現金同等物の流出および流入のことである。具体的には以下のようなものがある。

- ・ 資産および資産グループによって産み出される財貨またはサービスの販売収入
- ・ 収入のために要した人件費などの必要経費
- ・ 収入のためにそれらを維持する管理費用

これらを見積もることによって減損を認識する。しかし、当然ながらこの見積もりは減損会計基準において「合理的で説明可能な仮定および予測に基づかなければならない」とされている。減損の認識は企業が固有の価値によって算定するため、経営方針や競争環境などのその企業の経営環境に基づいた算定方法でなければならないのである。

この見積もりの予測期間に関してだが、無期限ではない。減損会計基準では「減損損失を認識するかどうかを判定するために見積もられる割引前の将来キャッシュフローは、少なくとも土地については使用期間が無限になりうることから、その見積期間を制限する必要がある。また、一般に、長期間にわたる将来キャッシュフローの見積もりは不確実性が高くなる」として、償却性資産も土地も区別せずに合理的な見積上限期間を設定している。その期間は「資産の経済的残存耐用年数」、もしくは「資産グループの主要な資産の経済的残存耐用年数と二十年のどちらか短いほう」である。後者の資産グループの中の主要な資産の経済的残存耐用年数が二十年より長い場合は二十年経過時点での回収可能価額を算定し、それを二十年目までの将来キャッシュフローに加算するとしている。

(4) 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産または資産グループは、帳簿価額を回収可能価額まで減額させられ、この差額が減損損失となる。回収可能価額とは正味売却価額か使用価値（将来キャッシュフローの現在価値見積高）のどちらか高い方を指す。通常は正味売却価値より使用価値のほうが高いことが多いので、本稿ではそちらのみ述べる。

減損会計基準では、将来キャッシュフローを割引率によって割り引くことによって使用価値を算定するとしている。この際に使用する割引率については以下のものがあげられる。

- ・ 当該資産又は資産グループに固有のリスクを反映した収益率
- ・ 当該資産または資産グループに固有のリスクを反映した市場平均の収益率
- ・ 当該企業の資本コスト
- ・ 当該資産又は資産グループのみを裏付けとして大部分の資金調達を行ったときに適用されると合理的に見積もられる利率

この四種があげられるが、一番初めにあげたものが主流で、後は代替的手段であると考えられる。

資産グループの減損額は確定後、帳簿価額に基づいて比例配分する。また、各構成資産の時価を考慮した配分等、合理的であると認められる方法により、当該資産グループの各構成資産に配分することもできる。

(5) 減損会計の具体的な会計処理

減損損失が確定したら具体的な仕訳をおこし最終的には貸借対照表と損益計算書に開示する必要がある。仕訳は、原則は直接法であり、次のように行う。

減損損失 / 当該資産

上記以外に例外的に間接法も認められており、貸方科目が「減損損失累計額」となる。その際は以下のようなになる。

減損損失 / 減損損失累計額

貸借対照表には、固定資産の取得原価から減損損失が控除された価額から減価償却累計額を控除して表示する（直接法）。また、取得原価から減価償却累計額と減損損失累計額を表記して控除し、表示する方法も認められている（間接法）。この際、減価償却累計額と減

損損失累計額をまとめて表示することも可能だが、その際には注記を要する。損益計算書には特別損失として計上する。

(藤平 聡)

本章では、減損会計の概要について述べた。新聞での取り上げ回数を見てもわかるとおり、減損会計に対する関心が社会的にも高まっているといえる。そして、2006(平成18)年3月期からの強制適用を前に、2005(平成17)年3月期決算では、早期適用を実施する会社がこれからも増えると思われる。

減損会計に対する税務の対応

本章ではメインテーマである減損会計に関する税務の対応について述べる。税法では減損会計の規定はいまだ定まっていないのが現状である。そこで、1節では金融庁と日本公認会計士協会の二者の対応からの税法規定と減損処理について検討する。2節では、税務上の評価損規定で対応できるか否かをとという観点から資産評価と減損処理について、3節では税務上の減価償却規定で対応できるか否かという観点から減価償却と減損処理について説明する。そして4節では資産売却による対応、最後に減損会計による派生的影響について考察する。

1. 税法規定と減損処理

減損会計導入の動きに対して、金融庁・日本公認会計士協会は、減損の損失を法人税法において損金と認めることを要望した。本節では、それぞれの減損会計に対する税制改正の要望内容についてまとめる。

(1) 日本公認会計士協会の対応

日本公認会計士協会から意見具申のあった、『平成16年度税制改正意見書・要望書』が2003(平成15)年7月3日開催の理事会において承認された。

各要望項目については従来通り五つの基本的なスタンスを踏まえて検討し取りまとめている。「課税の公平」・「税制の簡素化及び納税事務負担の軽減」・「会計基準との適合性」・「経済取引への中立性」そして「国際的整合性」である。本年度は特に企業会計と税務の乖離による実務上の問題点を中心に、「会計基準と適合性」及び、「経済取引への中立性」の観点からの要望を前面に掲げる形となった。

その中の「重要要望事項3」では、「減損会計導入に伴い計上される減損損失については、法人税法上も損金としてこれを認めること」と書かれており、そこでは次のように述べている。

「減損会計は、不動産をはじめ固定資産の価格や収益性が低下している近年の経済状況における資産の帳簿価額の適正化と、会計基準の国際的調和の必要性によって導入が図られたものである。したがって、法人税法においてもこのような導入背景を斟酌し、減損損失損金算入を検討されたい。」

(2) 金融庁の対応

減損会計が導入されるに当たり、金融庁からも平成16年度税制改正の要望が出された。

金融庁[2003]は 施策目的、 施策の必要性、 要望の措置の適正性、の三つの視点から要望の理由を説明した。

施策目的

減損会計を導入した背景を斟酌し、税法上も減損損失の損金算入を認めることにより、固定資産の減損会計の円滑な導入を図り、会計インフラの整備と国内外からの財務諸表への信頼性を確保し、経済全体の構造改革及び再生を促進することを目的とする。

施策の必要性

企業にとって減損損失の計上は多額となる可能性があり、特に税法上で損金算入が認められない場合には、さらに大きな負担となるとともに、多額の繰延税金資産が計上される可能性がある。固定資産の減損会計の円滑な導入を進める観点から本施策が必要である。

要望書の措置の適正性

会計と税務の乖離をなくすことは、税金の実際の負担だけでなく、会計上赤字であるにもかかわらず税負担が生じ赤字幅が拡大する状況や多額の繰延税金資産が計上される状況を回避し、固定資産の減損会計の円滑な導入に資するものであり適正である。

資産デフレの問題、損金算入、いわゆる減損資産の売却による実現損を計上することがおきれば、昨今の地価下落、更にデフレの悪循環が出てくる可能性もあるだろう。さらに企業の財務体力が失われる問題もある。しかし、現状では税務上で固定資産の損金は、災害による損傷など一定の場合に限定されており（令68）、減損損失は原則として損金の額に算入されていない。

（注）減損会計は早期適用の平成16年度及び強制適用の平成17年度の影響額が大きいことから、減収見込額は該当年度で算出した。

平成16年度 42,000百万円

平成17年度 480,000百万円

(3) 要望書公開後の対応

金融庁、公認会計士協会の両者が減損損失を法人税法でも損金として認めるよう要望したが、現行の法人税法では認められず、法人税法の改正は先送りされる形となった。

（打海 貴子）

2. 資産評価と減損処理

減損会計に対して、法人税法では明確な規定を設けていない。本節では、減損処理について現行の法人税法の評価損規定で対応できるか否かを検討する。

法人税法 33 条 1 項によると原則として評価損の損金算入を認めていない。つまり、減損

処理による損失は損金不算入となり、損失は計上されるのに税金は当該損失分にもかかるということになる。

しかし、法人税法 33 条 2 項により、次に挙げる「特定の事実」が発生したときには評価損の計上が認められている。ここで、評価損の計上が認められる資産とは棚卸資産、有価証券、固定資産、繰延資産に限定されている。減損損失が「特定の事実」に当てはまるものがあれば当該損失を損金算入とすることができる（法令 68 - 3）。

当該資産が災害により著しく損傷したこと

当該資産が一年以上にわたり遊休状態にあること

当該資産が本来の用途に使用することができないため、他の用途に使用されたこと

当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと

内国法人について会社更生法¹等による更生手続の開始または商法の規定による整理開始の命令があったことにより、当該資産につき評価替えをする必要が生じたこと

上記の から までに準ずる特別の事実

ここで、 は、例えば災害によって土地が隆起、地盤沈下等の被害が生じ、時価が下落した場合などをいう。 は、遊休資産は減価償却が認められないため(法令 13)、いったん事業の用に供された固定資産が、その後、何らかの事情により長期にわたって使用されない状態になった場合をいう。 は、やむをえずその用途を変更した場合、無駄な投資ロスが生じることをいう。 は、例えば国道に面していた土地が、その後、商業用地として不適當になったため時価が著しく下落した場合など。 は、法人の手続きによって、法人が新たにスタートをするという意味で、評価損の計上を合法的なものと考えからである。

なお、上記 の「特別の事実」とは、次のような事実に基づく場合である（法基通 9-1-16、9-1-18）。

法人の有する固定資産がやむをえない事情によりその取得の時から一年以上、事業の用に供されないため、当該固定資産の価額が低下したと認められること

民事再生法²の規定による再生手続開始の決定があったことにより、固定資産につき評価換えをする必要が生じたこと

法人がその有する土地の賃借に際して賃借人から権利金その他の一時金(賃借人に返還する旨の特約があるものを除く)を収受するとともに長時間にわたってその土地を使用させることとしたため、賃借後の価額がその帳簿価額に満たないこととなったこと

これに対して、たとえ固定資産の価額が低下しても、次のようなことを理由とするものには、評価損の損金算入は認められない(法基通 9-1-17)。

過度の使用または修理の不十分等によりその固定資産が著しく損耗していること

¹ 会社更生法とは、事業規模の大きい会社や倒産が会社に及ぼす影響の大きい会社を対象としており、利害関係人の利害を調整しながら法的に再建させることを目的としている。

² 民事再生法とは、会社更生法と同様、倒産を規定する法律だが、会社更生法と違い経営者がそのまま事業を続けながら再建を目指すことが可能で、再建期間を大幅に短縮できることから特に中小企業にとって倒産手続きの最有力手続きになると考えられる。

固定資産について償却を行わなかったため、償却不足額が生じていること
固定資産の取得価額がその取得の時点における特殊事情により、同種の資産の時価に比
して高いこと

機械および装置が製造法の急速な進歩等により旧式化していること

このような事由に基づくものは、その基礎となる行為を任意に選択したことにより、ま
たは見込み違い等により発生したケースと考えられるので、評価損の損金算入が認められ
ない。

(佐々木 玲奈)

第 5 章第 5 節の減損会計の会計処理で述べたように、減損会計では、使用価値に基づい
て減損損失を計上する。使用価値とは、将来キャッシュフローの現在価値見積高であるた
め、その損失は見積高である。一方で、法人税法では、債務確定主義に基づき債務の確定
しない損失を損金として認めないため、評価損の計上は原則として認められない。そのた
め、法人税法では減損損失の計上も認められない。例外として評価損の計上を認める場合
もあるが、減損損失が例外規定にも当てはまらないという結論になった。

結果、減損会計と法人税法では評価損の計上基準が異なるため、減損損失を評価損規定
で対応するのは困難であるといえる。

(金 千尋)

3 . 減価償却と減損処理

本節では、減価償却規定で対応できるかについて検討する。まず、法人税法基本通達の
<償却費として損金経理をした金額の意義>が改正されたことにより、減損損失が償却費
の中に償却限度額まで含まれることとなった。その内容について細かく見ていく。続いて、
普通償却規定 臨時償却規定のそれぞれで対応できるかについて検討する。

(石川 貴子)

(1) 法人税基本通達の改正

【改正】(償却費として損金経理をした金額の意義)

7-5-1 法第 31 条第 1 項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する
「償却費として損金経理をした金額」には、法人が償却費の科目をもって経理した金額の
ほか、損金経理をした次に掲げるような金額も含まれるものとする。

- (1) 令第 54 条第 1 項《減価償却資産の取得価額》の規定により減価償却資産の取
得価に算入すべき付随費用の額のうち、原価外処理をした金額
- (2) 減価償却資産について法又は措置法の規定による圧縮限度額を超えてその帳簿
科学を減額した場合のその超える部分の金額
- (3) 減価償却資産について支出した金額で修繕費として経理した金額のうち令第
132 条《資本的支出》の規定により損金の額に算入されなかった金額
- (4) 無償又は低い価額で取得した減価償却資産につきその取得価額として法人の経

理した金額が令第 54 条第 1 項の規定による取得価額に満たない場合のその満たない金額

- (5) 減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額

(注) 評価損の金額には、法人が計上した減損損失の金額も含まれることに留意する

- (6) 少額な減価償却資産（おおむね 60 万円以下）又は耐用年数が 3 年以下の減価償却資産の取得価額を消耗品費等として損金経理をした場合のその損金経理をした金額

- (7) 令第 54 条第 1 項の規定によりソフトウェアの取得価額に算入すべき金額を研究開発費として損金経理をした場合のその損金経理をした金額

【解説】

1.本通達においては、たとえ法人が償却費以外の科目名で費用化した金額であっても、その性質上償却費として損金経理したものと見て差し支えないものを例示し、これについては、税法上減価償却をしたものとみなして取り扱うこととしている。

2.減損損失の計上は、減価償却資産についての費用化の一形態であって、減価償却費の計上とは二者択一的なものであり、減損損失と償却費とを同時に計上するということはできない性質のものであるから、その減損損失の金額は、償却費として計上したものと認め、当期の償却限度額の範囲内で償却費として認容して差し支えないものと考えられる。改正後の本通達の(5)の(注)においてその点を明らかにしている。

2003(平成15)年12月16日に法人税基本通達の一部が改正されたことにより、税法上減損損失が償却費の一部として認められるようになった。上記は法人税基本通達7-5-1であり、下線部が今回改正された部分である。(【解説】は一部抜粋)

そもそも会計上、減価償却資産について計上した償却費や除却損、評価損に関して上限が無いのに対し、税法上は各々上限が定められている。そして上記(5)では、除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額は、償却費の上限を超えない範囲内で償却費として損金経理した金額に含む(損金算入)ことを認めるという内容のものである。そして今回改正された上記(注)では、この評価損の金額に法人が計上した減損損失の金額を含むことができるということを決めたものである。よって、今回の改正では償却費の範囲を拡大することにより、税法上減損損失の扱いを認めるということを明確にした。

(高階 昌信)

次いで、前節の法人税法基本通達の改正を受け、実際に減損損失の損金算入が現行の具体的な償却規定で対応できるか否かについて考察する。

法人税法上の減価償却計算には、企業会計上の正規の減価償却に相当する減価償却(すなわち普通償却)と特別な事由により行われる陳腐化償却等の臨時償却がある。

(2) 普通償却規定での対応

普通償却とは、減価償却資産の取得に要した支出額すなわち取得原価を、通常予定される事業活動の用に供した場合に、その通常の使用の事実に基づいて磨耗したと認められる金額を各事業年度に配分する手続きのことである（古田美保〔2004〕,32頁）。つまり普通償却は、企業会計上の正規の減価償却に合致するものであると考えられる。

そこで、この普通償却計算の枠内で減損損失の損金算入が出来るかを検討するが、結論を先に述べると普通減価償却計算の枠内で減損損失を損金算入することは難しい。なぜならば、普通減価償却費と減損損失ではその発生原因と性質がまったく相容れないものだからである。普通償却計算で算定される減価償却費は、通常の営業活動における減価償却資産を使用した事実に基づいて、当該期間に獲得した収益と期間的に対応している。一方で、減損損失は、固定資産の使用に基づいて把握される額でないうえに、収益の獲得に貢献するものでもない。よって、回収不能と判断された未使用原価の損失計上額（すなわち減損損失）を減価償却費とみなすことは矛盾が生じてしまう。

2003（平成15）年12月16日の法人税法基本通達7-5-1の改正により、単体で資産を所有する場合、減損損失の償却限度範囲内での損金算入が認められることになった。しかし、実務上、減損会計が適用される対象企業は商法上の大会社（資本金5億円以上、または負債総額が200億円以上の株式会社）上場企業等の証券取引法が適用される会社であり、一般に大企業が対象となる為、資産を単体で所有することは考えられない。そこで、複数の資産を持つ大企業が通常行い、損金算入の許容範囲を広げる手段ともなる、グルーピングを検討する。

グルーピングとは、資産の種類区分ごと、かつ償却方法及び適用される耐用年数の異なるものについて、その異なるごとにそれぞれグループ化することである。そうすることにより同一グループ内のものについては全体で償却限度額の計算が出来るのである。つまり不足額が超過額を補うという償却過不足額の通算が可能となるのである。

しかし、ここでの問題点は法人税法上の償却限度額の計算単位と減損処理のグルーピング単位の相違である。減損処理でのグルーピングは、「キャッシュフローを生成する最小単位」で行われる。一方、法人税法の償却限度額の計算単位は、減価償却資産の種類、用途、耐用年数の異なるものごとで細分化されている。つまり、細目が同一のものに対して行われるのである。また、税法上のグルーピングは、償却計算の計算経済性を配慮したものであり、減損処理のグルーピングとは本質的に異なるものであるといえる。

よって、グルーピングの利用による損金算入の許容範囲の拡大は、本質的な問題から困難である。

(3) 臨時償却規定での対応

ここでは、陳腐化償却の税法上の臨時償却規定の活用による減損損失の許容が出来るかについて検討する。

陳腐化償却³とは、減価償却資産が技術の進歩その他の理由により著しく陳腐化⁴した場合において、納税地の所轄国税局長の承認を条件として認められる償却限度額の特例（令 60）である。税法上では二つの特例が認められている。一つは、通常の償却限度額に加えて、その資産の新たに予想される使用可能期間をベースとした場合の過去の償却限度額を再計算し、その際計算した償却限度額とすでに行われた減価償却費との差額の損金算入が認められる場合である。また、耐用年数の短縮により、将来の償却計算と現実の減価の進行との乖離を調整する場合である。

なお、耐用年数の短縮が認められる事由は次のとおりである。（法人税法施行令 57）

- ・当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- ・当該資産の存する地盤が隆起し又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- ・当該資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- ・当該資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- ・当該資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- ・前各号に掲げる事由以外の事由で財務省令で定めるものにより、当該資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと

以上から、減損処理が必要とされる状況は、陳腐化償却の条件である固定資産の経済価値の低下に他ならず、税法上の経済的陳腐化に該当するものと考えられる。

³（陳腐化の意義）

法人税法基本通達 7-4-8

7-4-8 令第 60 条の 2《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》に定める減価償却資産の陳腐化とは、法人の有する減価償却資産が現実に旧式化し当該減価償却資産の使用によってはコスト高、生産性の低下等により経済的に採算が悪化すること、流行の変遷、経済的環境の変化等により製品、サービス等に対する需要が減退し、当該減価償却資産の経済的価値が低下すること等のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいうものとする。（平 10 年課法 2 - 7「七」により改正）

⁴（著しい陳腐化の意義）

法人税法基本通達 7-4-9

7-4-9 令第 60 条の 2 第 1 項《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》に定める減価償却資産が著しく陳腐化した場合とは、法人の有する減価償却資産が陳腐化したことにより、その減価償却資産の使用可能期間がその減価償却資産の償却につき採用している耐用年数（法定耐用年数より短い年数を採用している場合には、法定耐用年数）に比しておおむね 10% 以上短くなった場合をいうものとする。（平 10 年課法 2 - 7「七」により改正）

しかし、減損損失に陳腐化償却を適用する際の問題点は、以下の二点が考えられる。

・対象資産となる資産の範囲

・陳腐化償却と減損損失の本質的な目的の違い

・まず、減損処理における対象資産は固定資産であり、有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産が含まれる（適用指針 5）。一方、陳腐化償却の対象資産は、減損処理とは異なり、減価償却資産に限定されている。減損処理と陳腐化償却の対象資産が一致している場合問題は生じないが、対象資産の相違から減価償却資産に該当しない減損対象資産が問題となる。具体例を挙げると、土地や稼働休止資産などである。この場合、減損損失の計上に陳腐化償却の規定を利用することが困難となる。

・減損損失が将来の収益性の低下を反映させるために帳簿価額を減額する会計処理であるのに対して、陳腐化償却は当初予見することが出来なかった原因等により、減価部分を修正する会計処理である。つまり、両者の本質的な目的が異なるために、減損損失の計上に陳腐化償却の規定を利用することは困難であるといえる。

（５）数値データを用いた、対応の可能性についての考察

ここまで検討してきた普通償却規定や臨時償却規定の枠内であると、減損損失を全額損金算入することは困難であると結論付けられる。しかし、実務上、普通償却規定の枠内において、減損損失を損金算入できる余地はまだ存在すると考えられる。以下では、実際の数値データを用いて実務上の対応の可能性について考察する。

2002（平成 14）年度の当期発生分減価償却費の損金算入額は、39 兆 7,099 億円であり、当期発生分損金算入限度額 42 兆 5,220 億円に対する損金算入割合は、93.4%を占める。これは、約 3 兆円が償却不足額として算定されるということであり、減損損失を償却費として損金経理できる金額が約 3 兆円あると理解できる。図表 5 からわかるように、損金算入割合はほぼ毎年同じような割合であることから、2003（平成 15）年度以降も同じように推移すると予測できる。

一方、同年 8 月 28 日に金融庁から出された平成 16 年度税制改正の要望によれば、減損会計の早期適用が実施される 2004（平成 16）年度、及び強制適用が実施される 2005（平成 17）年度の減税見込額はそれぞれ 420 億円及び 4,800 億円と算出される。そこで税率は 30%として、予想される所得圧縮金額（すなわち損金算入が可能とみられる減損損失金額）を算定⁵すると、それぞれ 1,400 億円及び 1 兆 6,000 億円となる。

ここで注目すべき点は、損金経理できる金額に対する予想される減損損失金額の割合である。すなわち、約 3 兆円と見積もられた損金経理できる金額に比べて予想される減損損失金額は小さいことから、減損損失を損金算入させる余地は十分にあるのではないかと考えられるのである。ただし、前者の図表で示された対象は全ての企業であるのに対し、後者の減損適用の対象は大企業等の会社に限定されている。よって、データベースとなる

⁵ 平成 16 年度 420 億円 ÷ 0.3 = 1,400 億円

平成 17 年度 4,800 億円 ÷ 0.3 = 1 兆 6,000 億円

対象企業が完全に一致してはいない為、一概には言えないが今後の参考となる資料であるといえるだろう。

このように、問題点も多く困難であるとされる減損損失の損金算入も、数値データから考察すると、実務上普通償却規定が減損損失の損金算入に対応しうるものであるということも可能なのではないだろうか。

図表 5 減価償却費の累年比較

区分	損金算入限度額(億円)	損金算入額(億円)	損金算入割合(%)
平成 10 年	449,489	416,991	92.8
平成 11 年	450,079	419,985	92.3
平成 12 年	458,841	428,075	93.3
平成 13 年	431,574	403,261	93.4
平成 14 年	425,220	397,099	93.4

参考文献 柿沼弦司 [2004.4] 『税制参考資料集』 社団法人 日本租税研究協会

(高村 奈穂実)

以上のように、法人税法基本通達の改正によって一部は普通償却で減損損失の償却限度内での損金算入は認められたが、損金算入可能な償却限度額の許容範囲の拡大にグルーピングを用いることは困難であるという結論に至った。そこで、臨時償却規定では償却限度額の損金算入可能な範囲の拡大が可能であるか検討したところ、減損処理と陳腐化償却では対象資産が違ふことや減損損失と陳腐化償却では性質が根本的に異なるために臨時償却規定を用いることも困難であるという結論に至った。しかし、全く兆しが見えないわけではない。データによると約3兆円と見積もられた損金経理できる金額に比べて予想される減損金額は小さいため、普通償却規定の枠内において減損損失を損金算入させる余地は十分に考えられることを本節では提言する。

(石川 貴子)

4. 資産売却による対応

減損会計の適用による減損の損失について、法人税法上、現行の制度上は損金算入を認められない実態に対しいくつか対応策がとられたが、その最終手段ともいえる方法として収益性が著しく低下した資産を売却してしまう方法が考えられる。

これまで見てきたように、税務上の評価損規定での対応や減価償却規定での対応などは比較的狭い範囲での話になってしまうことがわかる。そこで、予想しうる評価損ではなく実際におこりうる実現損失というものを考慮していくことでこれまでとは違う対応ができるのではないかと考えられる。そして、実現損失を考えた際に出てくるのが資産売却という方法である。内容は、収益性が低下した資産を他の企業もしくは自分の関連会社など買い手が見つかり次第売り渡すというものである。

これにより譲渡損失を実現し会計上の損失を税法上の損失と一致させることができ、減

税へつながると考えられる。以下では、実際に資産売却を行った企業について触れていく。

みずほ信託銀行系のシンクタンクである都市未来総合研究所（東京・中央）の調べによると、2003（平成15）年4-9月の企業（主に上場企業）の土地・建物などの所有不動産売却件数は335件と前年同期より26.9%増えた。また、2003年度でみると売却件数は847件、前年度より31%伸びた。損失を伴う売却が増え、企業の不動産譲渡損益は2003年度にマイナスに転じた。減損会計導入をにらみ「損切り」をするケースもあるが、オフィス需要が旺盛な交通利便性の高い都心部に位置している、もしくは首都圏のマンション用地に適している不動産では売却環境が好転している。ここでは、2004（平成16）年にどのような企業が減損会計導入をにらみ資産売却しているかみってみる。

・ 資産売却をした企業のケース

<ケース1>

JR東日本：東日本旅客鉄道（JR東日本）は、社員寮を中心に毎年400億円規模の遊休資産を売却する。JR東日本が保有する社員寮の総戸数は2万800戸。駅に近い好立地の物件が多い。大部分は国鉄時代の低い簿価のままで、今売っても売却益が出るという。一方で、値下がりした資産の含み損を顕在化させる減損会計が導入されれば、保有する一部のホテルなどで損失が出る可能性がある。資産売却益で、損失を相殺するとみられる。

2004年1月14日 日本経済新聞朝刊より

<ケース2>

藤和不動産：藤和不動産は3月、採算性の低い賃貸マンションやオフィスビルを不動産ファンド運用会社に売って売却損を出した。売却損は約8億円とみられる。

2004年6月25日 日本経済新聞朝刊より

<ケース3>

東京急行電鉄：東京急行電鉄は賃貸用不動産の一部を売却する。

2004年6月25日 日本経済新聞朝刊より

<ケース4>

大成建設：大成建設は減損会計を実際に前倒しで導入し、栃木県内のゴルフ場を東京建物に売却した。

2004年6月25日 日本経済新聞朝刊より

<ケース5>

東急不動産：東急不動産は11月末をメドに、北海道の「ニセコひらふ花園スキー場」を豪州のスキー場運営会社、オーストラリアンアルペンエンタープライズに売却する。売却金額は5億円以下のもよう。豪社は急増している北海道への豪州人スキー客向け宿泊施設を開発する。豪州の企業が日本でスキー場経営に乗り出すのは初めて。東急不動産は2005年度からの減損会計の完全導入を前に、含み損のある資産を処理する。

2004年8月7日 日本経済新聞朝刊より

<ケース 6 >

ナイガイ：ナイガイが所有する兵庫県の物流センターに減損会計を前倒し適用し、28 億円前後の特別損失が発生。浜松の土地の売却益で約 7 億円を計上するが埋めきれず、当初予想の 10 億円の赤字から損失幅が拡大する。

2004 年 9 月 23 日 日本経済新聞朝刊より

実際に資産を売却した企業はまだ他にも多数あるが、先に述べたように、ここでは減損会計の導入をにらんだうえで資産売却に乗り出した企業をあげてみた。これらの企業は収益性の低い資産を売却することで実現損失を出すことで減損会計導入の影響を少しでも減らすことができる企業と考えられるが、全ての企業が資産売却に乗り出せるかというところではなく、実際に売却をできるのは資産売却に耐えられるだけの財務体力がある企業に限られる。つまり、多くの資産を所有していれば 1 つや 2 つの資産を売ってもダメージは少ないが、仮に資産が 1 つしかない企業があるとし、その企業が 1 つしかない資産を売ったとした場合、減損会計導入の影響を受けるもしくは受けないという問題以前に営業活動ができなくなってしまう状態に陥る。このように、財務体力のない企業にとって資産の売却による対応は意味をなさないことになる。また、資産の売却を多くの企業が行えば地価の下落やデフレの悪循環を引き起こす可能性も考えられる。さらに、単に資産を売却するといっても、登録免許税や不動産取得税等の事務コストが出てくるといった問題もある。以上のことを考慮すると、資産売却をすれば減損会計導入による悪影響を避けられるとは必ずしも言えず、不十分な対応といえる。

(山内 郁夫・関 正典)

5 . 減損会計の派生的影響

前節まで述べられてきた様に減損会計の適用は、企業会計、法人税、税制、に多大な影響を与える。本節では、減損会計の同族会社の特別規定に対する影響、受取配当金負債利子計算に対する影響、資産税に対する影響の三つの点から、減損会計の適用がもたらす税務規定の派生的な影響について考察する。

(1) 同族会社特別規定に対する影響

同族会社とは、株主等の 3 人以下並びにこれらの同族関係者が保有する株式の総数が、その会社の発行済株式総数の 50% 超に相当する会社をいう。現在わが国の法人のうち、約 95% が同族会社である。少数のグループで資本の多くの部分を占めている同族会社では、大株主の個人意思で会社の経営を支配し、租税負担の軽減を図ることも少なくない。そこで、法人税法では同族会社に対し特別規定を設けて、不当な手段による租税回避の抑制を図っている。

その特別規定の中に、留保金課税についての規定がある。同族会社が一定の限度額を超えて各事業年度の所得の金額を会社内部に留保した場合には、各事業年度の所得に対する法人税のほかに、その限度額を超えて留保した所得の金額に対し、金額に応じて 10%、15%、20% の特別税率による法人税が課税されることとなっている。2003 (平成 15) 年度の税制

の改正により、各事業年度終了時における自己資本比率(総資産に占める自己資本の割合。自己資本には同族会社等からの借入金も含む)が50%以下の場合には、同族会社の留保金課税の適用外とされた。

自己資本比率50%以下というような内部留保の低い中小法人については、個人の配当課税の回避の防止という同族会社の留保金課税の趣旨からみて、配慮するということである。

$$\text{自己資本比率(\%)} = \frac{\text{前事業年度末の自己資本の額}}{\text{前事業年度末の総資産の額}}$$

の金額は、資本金、資本積立金、利益積立金(法人税申告書別表5(1)の額)の合計額に、この会社の同族株主等からの負債の額(借入金等)を加算した金額。

の金額は、前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額。

・ 減損会計の同族会社特別規定に対する派生的影響

減損会計の適用は、2003(平成15)年度改正の留保金課税不適用措置に大きな影響を与える。減損会計の適用による減損損失の計上によって、 $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}}$ の分母となる総資産が少なくなり、それによって、資本金の部分の自己資本比率そのものの割合が高まり、結局今まで留保金課税が免除されていた同族会社が留保金課税の対象に戻ってしまうという事態を引き起こす。また、そうした企業が留保金課税回避のために自己資本比率を50%以下に引き下げる調整が明らかになれば、同族会社の行為計算否認規定の対象にもなりうる。

2000(平成12)年度税制改正以後の度重なる同族会社の留保金課税適用除外の対象法人の拡大は、大企業からの圧力や外国企業との熾烈な競争が強いられている中小同族法人に配慮したもののだが、減損会計による影響はそうした動きの逆を行くものである。現在、減損会計による派生的な影響を踏まえたうえで、同族会社特別規定に対する見直しの必要がある。

(大輪 祐司)

(2) 受取配当金負債利子計算に対する影響

受取配当等とは、法人が他の内国法人から受ける利益の配当や剰余金の分配等のことである。

企業会計上では、受取配当金は収益に含まれる。しかし、法人税法では、「法人が内国法人から受ける受取配当等については、その全部又は一部を益金の額に算入しないもの」(法23)とされている。これを「受取配当等の益金不算入制度」という。

法人税法で受取配当等が益金不算入になる理由は、二重課税となるのを排除するためである。二重課税とは、1950(昭和25)年改正以来のシャープ勧告の法人税を所得税の前払いとみる考え方であり、配当を支払う法人の段階において法人税を課税し、更に受け取った法人の段階で再び課税するということである。

ここで問題となるのは、減損会計が適用されるにあたり、この受取配当等の益金不算入でどのような影響がでるのかである。それには、益金不算入額の計算規定を見てみる。

受取配当等の益金不算入額の計算上、その配当等を受けるために株式等を借入金で取得した場合には、その借入金の係る利子(負債利子)は、受取配当等の金額から控除する(法 23)。

受取配当等の益金不算入の規定の適用を受ける場合において、その事業年度に支払う負債利子があるとき、関係法人株式等の係るものとその他の株式等の係るものとを区別して計算する(法 23)。この計算について総資産あん分法(原則法)を使い検討してみる。

この方法は、当期に支払う利子の総額に、総資産に占める株式等の割合を乗じて計算する(令 22)。

関係法人株式等に係るもの

$$\text{当期の支払利子額} \times \frac{\text{関係法人株式等の帳簿価額}}{\text{総資産の帳簿価額}} = \text{控除する負債利子}$$

その他の株式等に係るもの

$$\text{当期の支払利子額} \times \frac{\text{その他の株式等の帳簿価額}}{\text{総資産の帳簿価額}} = \text{控除する負債利子}$$

減損会計が適用されるにあたり総資産の帳簿価額が減額される。これらの計算式の分母には総資産の帳簿価額がある。総資産の帳簿価額が減額されると、必然的に控除する負債利子の額は増額することになる。したがって、受取配当金負債利子計算に対する影響が出ると予想される。

(中西 優子)

(3) 資産税に対する影響

減損会計の派生的影響として、帳簿価額ベースである総資産価額などへの影響が懸念されている。例えば上場株式以外の株式、すなわち取引相場のない株式などである。従って、減損を出した時にどのように影響してくかが問題になるのは、具体的に純資産価額方式⁶で全て評価することになっている株式保有特定会社と土地保有特定会社ということになる。

株式保有特定会社

まず、株式保有特定会社とは、評価会社が保有する株式および出資の価額の合計額(相続税評価額)の総資産(相続税評価額)に占める割合が一定以上の会社のことである(図表 6)。株式保有特定会社に該当すると、株式評価において純資産価額の占める割合が高くなる。例えば株式特定会社というのは、某上場会社創業者一族が発行済株式の全部を保有する会社であり、その上場会社株式を多数保有している会社等のことをいう。株式保有特定会社は資産価値で株式の相続税評価額を計算する。

図表 6 株式保有特定会社の判定基準

会社規模	判定基準
------	------

⁶会社清算後の株主の手取額をもって、非上場株式の相続税評価額と考える評価方法である。

大会社	$\frac{\text{株式等の価額}}{\text{総資産価額}}$	25%
中会社	$\frac{\text{株式等の価額}}{\text{総資産価額}}$	50%
小会社	$\frac{\text{株式等の価額}}{\text{総資産価額}}$	

土地保有特定会社

評価会社が所有する土地及び土地の上に存する権利(借地権など)の価額の合計額(相続税評価額)の総資産(相続税評価額)に占める割合が一定以上の会社を、土地保有特定会社という(図表7)。保有資産のほとんどが土地という資産構成が特殊な会社である。

株式保有特定会社と同様に、資産価値で株式の相続税評価額を計算する。例えば、土地保有特定会社とは戦後まもない頃から不動産賃貸業を営んでいて、古くからの不動産を多数保有している会社(発行済株式の全部を社長が保有)のことである。

図表7 土地保有特定会社の判定基準

会社規模	判定基準
大会社	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額}}$ 70%
中会社	$\frac{\text{土地等の価額}}{\text{総資産価額}}$ 90%
小会社	<ul style="list-style-type: none"> ・総資産価額が大会社の基準に該当する会社は、 総資産価額に占める土地などの価額の割合 70% ・総資産価額が中会社の基準に該当する会社は、 総資産価額に占める土地などの価額の割合 90%

以上のように、純資産価額方式で評価するような会社が存在しているが、それには判定基準がある。それは割合を出す計算式が帳簿価額ベースを元にした相続税評価額なのである。よって、土地や建物の減損損失を計上することにより、土地や建物の価額が含まれる総資産価額が減り、今までの判定に影響を及ぼすのである。

例えば、土地保有特定会社でなかった会社が減損損失を計上したことによって土地保有特定会社になることもあり得る。あるいは、株式保有特定会社であった会社が株式保有特定会社でなくなってしまう会社が出てくる可能性もある。減損損失を計上することで、このような影響が出てくる。

(和田 瞬)

本章では、本稿の研究のメインテーマである減損会計に関する税務の対応について検討してきた。1節でみたように、金融庁と日本公認会計士協会からの要望である減損損失の損金参入が認められない結果に至った。これを受け、2節では評価損規定、3節では減価償却規定、4節では資産売却での対応について考えてみた。その結果、それぞれ損金参入の余地はあるが非常に限られた範囲でのことであり様々なリスクが伴うこともであると予想

されることから、対応策としては不十分であるという結論に至った。また、5節にふれたように減損会計が派生的影響を及ぼすことも事実であるため、税務の視点から減損会計を見る際にはさらなる検討が必要であるといえる。

減損会計をめぐる国際的動向

本章では、減損会計についての指針を IASC、アメリカ、そしてイギリスの順で動向について論じる。

1. IASC の動向

(1) IAS36 号公表までの経緯

IASC は 1998 年に公表された IAS36 号の原案となる E 55 「資産の減損」(公開草案)を 1997 年 5 月に公表した。IASC が減損会計の問題を取り上げた契機としては、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions : IOSCO) が IAS を承認する要件であるコア基準⁷のなかに「資産の減損」が含められたことである。これにより IASC は 1996 年 6 月に減損について、1998 年 4 月⁸を完成目標に着手、検討された。検討作業としては、先行基準であるアメリカの SFAS121 号やイギリス等の同じようなプロジェクトを参考とした。E 55 の内容は、1997 年 6 月イギリスの会計基準審議会から発表された FRED (Financial Reporting Exposure Draft) 15 「固定資産およびのれんの減損」と酷似している。

(2) IAS36 号の目的

IAS36 号での減損会計の目的は、帳簿価額が回収可能価額を超えないようにすることである。IAS では、資産の帳簿価額が回収可能価額を超えるとときに、その額まで帳簿価額を切り下げる。企業は、売却と使用の手段で、使われた資金回収が可能なので、売却によって回収される金額 (正味売却価額) と使用によって回収される金額のいずれか高い方の金額が回収可能価額となる。使用による回収は長い期間のため将来キャッシュフローを割り引いた金額の使用価値が用いられる。いずれの基準によっても、引き下げ額は損益計算書上で費用となる。

減損の認識基準については、「減損の存在がある程度確実な場合に限って減損を認識」する考え方 (確率基準) と「定められた減損損失の測定基準に基づいた最善の見積りであれば、その結果は常に財務諸表に反映」させる考え方 (経済基準) がある。

減損の対象 (IAS36 号、1) については、すべての減損会計の対象資産としているが、他の会計基準に定めがある金融商品、繰延税金資産、前払年金費用については、対象資産から除いている。

減損損失の測定について IAS では、SFAS でも共通であるが減損会計の該当する資産に

⁷ 国際的な会計基準が備えていなければいけない基礎となるような基準。

⁸ IOSCO と IASC の間では、当初 1999 年 6 月までの作業計画であったが、その後 1998 年 4 月に前倒しされた。

対し、減損の有無を調査するのではなく、実務の負担を考えたうえ、減損の兆候がある資産を限定して回収可能性を調査するものとしている。わが国でも、減損の兆候が存在する資産に限り減損の有無を調査することが妥当かどうかを検討している。

(3) 減損の兆候 (IAS36号、8~11)

外部による情報源

- ・ 当期中に、時間の経過又は正常な使用によって予想される以上に、資産の市場価値が異常に低下した。
- ・ 企業が営業している技術的環境、市場環境、経済的環境、もしくは法的環境において、又は資産が利用されている市場において、当期中に企業にとって悪影響のある著しい変化が発生したか、又は、近い将来発生すると予想される。
- ・ 市場利率又は投資についてのその他の市場収益率が当期中に上昇し、かつ、これらの上昇が資産の使用価値の計算に用いられる割引率に影響して資産の回収可能価額を著しく減少させそうである。
- ・ 報告企業の純資産の帳簿価額が、企業の株式の市場価値を超過している。

内部の情報源

- ・ 資産の陳腐化又は物的損害の証拠が入手できる。
- ・ 資産が利用される又は利用されるであろう程度又は方法に関して、企業に悪影響のある変化が当期中に発生したか、又は、近い将来発生すると予測される。
- ・ 資産の経済的成果が予測していたより悪化していること又は悪化するであろうということを示す証拠が内部報告から入手できる。

(4) 将来キャッシュフローの見積り及び割引率

減損の認識と測定において回収可能価額を用い、正味売却価額と見積将来キャッシュフローの現在価値(使用価値)のいずれか高い方の金額である。この現在価値の計算は、将来の不確実な見積りであり、信頼性に欠けているものの、固定資産の価値を算出する重要な計算手法となっている。現在価値の算定には、将来キャッシュフローの見積りと割引率が必要である。将来キャッシュフローの見積りは、「合理的で立証可能な仮定及び予測に基づく最善の見積り」(SFAS121号)でなければならない。その際、法人税や利息を控除する前の数値を使用する。現在価値を算定する際の割引率は、「貨幣の時間価値と当該資産に固有なリスクについての現在の市場評価を反映した税引き前の利率」(IAS36号)である。

(小田原 慎)

2. アメリカにおける動向

(1) SFAS121号設定までの経緯

アメリカでは、近年、企業が固定資産に関して巨額の損失計上をした。それは、経営者が経営改善に着手した結果であり、将来の利益と株価の双方が上昇に転ずると株主や市場が解釈してくれるだろうという期待からであった。その結果、事業再構築(restructuring)に伴う費用の一部として巨額の固定資産評価損を計上する場合がしばしば見られた。

財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) は 1988 年に長期性資産および識別可能な無形資産の減損の会計処理を検討課題としてプロジェクトを発足した。この目的は、固定資産の減損の認識と測定に関する多様な実務の範囲を狭めることで、その狙いは固定資産の評価減を推奨せず、むしろ減損による損失が計上されることを制限することであった。そして、1990 年に討議資料『長期性資産および識別可能な無形資産の減損の会計処理』を、1992 年 11 月 (1993 年とする説もある。) には公開草案『長期性資産の減損の会計処理』を公表して、この二つについて公聴会を開催するなど、広くパブリックコメントを求めた。そしてそれらを踏まえて 1995 年に SFAS121 号『長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理』を公表した。なお、同基準書は 1995 年 12 月 15 日より後に始まる事業年度より適用とする。

(2) SFAS121 号の概要

資産の範囲と種類

基準を適用する資産の範囲と種類は以下のとおりである (SFAS121 号、 par.3)。

- ・ 使用目的で保有する長期性資産
- ・ 使用目的で保有する特定の識別可能な無形資産
- ・ 上記、に関連するのれん (営業権)
- ・ 処分予定の長期性資産
- ・ 処分予定の特定の識別可能な無形資産

SFAS121 号はすべての企業に適用されるが、金融商品、金融機関の長期的顧客関係、抵当サービス権、繰り延べ税金資産、繰り延べ保険契約所得費用には適用しない。また、他の基準書によって会計処理が規定されている特定産業の固定資産にも適用されない。

および SFAS121 号では、減損処理の過程で使用目的のものと処分予定のものと分けて考えている。

使用目的で保有する長期性資産と特定の識別可能な無形資産

認識をするにあたり、資産の帳簿価額の回収可能性テストを行う。回収可能性テストとは、資産の使用や最終的に処分することにより生ずるキャッシュフロー⁹の総額を見積もって、その見積り額と帳簿価額を比較することだ。結果、見積り額が帳簿価額を下回るなら減損を認識する必要がある。また、このテストは、割引計算による将来キャッシュフローは求めないでいる (par.66)。さらに、テストの実施頻度も経営者の実務上のコスト軽減の観点から、每期ではなく減損処理の必要に応じてとしている (pars.56,141)。

SFAS121 号では、資産の帳簿価額の回収可能性を評価すべきことを示す事象として以下のものをあげている (par.4-5)。

- ・ 資産の市場価格の著しい低下
- ・ 資産を使用する範囲および方法の著しい変更または物理的变化

⁹ SFAS121 号でいうキャッシュフローとは、資産により生み出されたキャッシュインフローからインフローを獲得するためのキャッシュアウトフローを差し引いたものをいう (par s .6,91)。

- ・ 資産価値に影響する法的要因または経営環境の悪化または規制当局による不利な査定
- ・ 資産の所得や建設において必要な累積原価が当初予定を大幅に超えた場合
- ・ 固定資産の使用から当期のキャッシュフローに損失が生じており、過去の実績や将来予測から今後も損失が見込まれる場合

SFAS121号では、減損損失を資産の帳簿価額が公正価値を超過する金額により測定される。資産の公正価値とは、「当該資産を自発的な当事者間の取引、すなわち強制または清算売却以外の現時点の取引によって売買できる金額」をいう。活発な市場での公表市場価格が公正価値の最善の測定値とされ、入手可能な場合は公表市場価格を測定の基礎とする。しかし、公表市場価格が入手可能でない場合については将来キャッシュフローの現在価値を代替として適用することを認めている（par.7）。

公正価値を採用する理由は、次のとおりである。企業の見積もりが主観的であるのに対して、公正価値つまり市場の判断を反映する観察可能な市場価格は、信頼できる測定方法であるので、経営者の判断が介入する余地が減少する¹⁰。

SFAS121号では、減損を認識した後は、減額認識後の簿価を当該資産の新しい原価として会計処理を行う¹¹。したがって、減価償却資産の場合は、減損認識後の新帳簿価額を残存耐用年数にわたって償却していく。

また、この考え方を基本として、もしも翌期以降、当該資産の公正価値が上昇しても、損失の戻入は認めていない（pars.11,105）。

処分予定の長期性資産と特定の識別可能な無形資産

SFAS121号において、対象とする資産の範囲を使用目的での資産だけに限定してしまうと、企業が当該資産を売却目的で利用しているという意思表示になり、恣意的に減損の認識を避けることも懸念されるので、処分予定のものについてもSFAS121号では、取り扱っている（pars.47,112）。

処分予定のものについては、「帳簿価額」または「公正価値から見積もり処分費用を差し引いた額」のいずれか低いほうで認識、測定される。また、公正価値を見積もり将来キャッシュフローの現在価値にて算出した場合で、売却まで一年を超える場合には、売却費用も現在価値から割り引くものとされている（par15-16）。

この資産の原価は処分時に回収されることから、減価償却はできないとされている¹²。

したがって、翌期以降に公正価値の変動があった場合には、処分予定と決定した時点に直前の帳簿価額を超えないことを条件に、帳簿価額を修正するとしている（par.17）。

（伊藤 信隆）

¹⁰ SFAS121号（par.69-75）を参照。

¹¹ SFAS121号では、原価を「減損認識後の帳簿価額」解釈しており、この点は、棚卸資産の低価法における切放法（洗替法、IAS）を用いている。

¹² SFAS121号（pars.16,121-122）を参照。

3. イギリスの動向

(1) 減損に関する会計処理の現状

イギリスにおいては、固定資産は財務諸表において回収可能価額（売却可能価額と使用価値の高い方）よりも高い価額で計上されるべきではない、という考え方が実務において定着している。この考え方は、「有形固定資産の価額が永久的に下落した場合は、その簿価を切り下げなければならない」という1985年会社法の規定や会計実務基準書(Statement of Standard Accounting Practice : SSAP) 12号『減価償却の会計』(Accounting for Depreciation)の基準にも反映されている。

固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る事態、すなわち減損の存在や範囲、財務諸表上の表示方法等について疑問の余地が無いケースもあるが、他方では見解が分かれるケースもある。例えば、減損発生の識別問題（減損が一時的なものか永久的なものか）、回収可能価額の測定問題（市場価格と将来のキャッシュフローを基礎に算定した価格のどちらかを用いるべきか）といった問題については、見解が分かれる。

しかし、これらの様々な問題につき今までは詳細な指針は存在していなかった。特に回収可能価額の測定方法や減損発生の識別の問題については、ほとんど規範がなかった。その結果、実務はばらばらで、減損の調査も定期的には行なわれていなかった。

このような状況の中、有形固定資産について、イギリス会計基準審議会(Accounting Standards Board : ASB)は、1996年4月に討議資料『有形固定資産の減損』(Impairment of Tangible Fixed Assets)を公表した。この討議資料は有形固定資産の減損の識別、測定、認識についての枠組みを提供し、問題を解決することを目的としていた。

また無形資産およびのれんについても、1996年6月にFRED12「のれんおよび無形資産」(Goodwill and Intangible Assets)が公開された。FRED12では、のれんおよび無形資産のうち、取得から二十年を超える期間で償却されるものおよび償却されないものについては、回収可能価額を毎年見直すべきであると提案しており、資産の回収可能価額を定期的に調査するという考え方を採用している。この内容により減損会計の基準設定への要望は、よりいっそう高まった。

そして1997年6月にFRED15『固定資産およびのれんの減損』(Impairment of Fixed Assets and Goodwill)が公開された。この公開草案は、固定資産およびのれんの減損の認識・測定につき客観的かつ信頼できる方法を提案して、具体的指針を示したものである。ASBは、討議資料『有形固定資産の減損』やFRED12『のれんおよび無形資産』の当初の提案に対して受け付けた外部からの意見を十分に検討したうえで、FRED15は有形固定資産の減損のみならず、のれんおよび無形資産の減損も対象としており、減損に関する部分についてはFRED12を包含したものとなっている。

(2) FRED15の概要

減損の対象となる資産の範囲

対象になる資産につきFRED15は、FRED13「デリバティブおよびその他の金融商品の

開示」(Derivatives and other Financial Instruments : Disclosures) の対象となる金融商品を除く有形・無形の固定資産、およびのれんであると定めている。

減損の認識

減損の徴候について、FRED15 は資産の市場価格の下落や外部環境の重大な変化等の事例を列挙している。そして、この徴候を確認した場合には、当該資産の回収可能価額を見積り、それを当該資産の帳簿価額と比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回るときに減損を認識することとなる。

減損の測定方法

減損の測定方法については、当該資産の帳簿価額から回収可能価額を差し引いたものと定められている。

減損の財務諸表上の表示方法

減損の財務諸表上の表示については、評価替えされていない資産と評価替えされた資産とに場合分けされる。評価替えされていない資産については、減損による損失は損益計算書に計上される。評価替えされた資産については、減損の原因によりさらに場合分けされる。その資産の潜在価値の明らかな減少(物質的損害、機能の低下等)による減損は、損益計算書に計上される。それ以外の原因(当該資産の市場価格の下落等)による減損は、取得原価に基づく減価償却後の価額までは総認識利得損失計算書に、それ以下になった場合は損益計算書に計上される。

(秋澤 亮)

本章は、わが国の減損会計導入における国際的(IASC、アメリカ、イギリス)動向について概観してきた。2節、3節の説明での説明の結果、IAS36号とFRED15号は大部分で整合性があり、これは各々の基準書の公開草案が公表された時期からイギリスがIASCの内容に近いものを作ったといえる。

よって、SFAS121号とIAS36号の主要な違いについて以下の図表8で示す。

図表 8

	SFAS121号	IAS36号
認識	割引前キャッシュフローが期末帳簿価額を下回るとき	回収可能価額が期末帳簿価額を下回るとき
測定	帳簿価額と公正価値の差額	帳簿価額と回収可能価額の差額
戻入	禁止	損益計算書における収益として認識

結び

本稿では、一連の減損会計の動向について述べてきた。減損会計の導入は、わが国における国際的な会計基準への移行の最終段階である。つまり、近年わが国において行われてきた会計ビッグバンの総仕上げといえる。2002年8月に企業会計審議会から「固定資産の減損にかかる会計基準の設定に関する意見書」が、2003年10月にASBJから「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が公表され、2006年3月期決算から減損会計は強制適用されることが決まった。減損会計を適用する企業は、商法上の大会社や、証券取引法の適用される上場会社である。ただし、連結財務諸表を作成している会社の場合、中小企業であっても、その会社の連結子会社や関連会社は、減損会計基準を適用した会計処理を行う必要がある。これに伴い、2004年3月期決算には減損会計を前倒しで適用する企業が149社に上った。

しかし、減損会計を取り巻く現状は問題点として、減損会計と法人税法で減損損失の計上について乖離が挙げられる。乖離が生じた理由として、第一に、評価損の計上基準に相違がある。減損会計では、収益性の見込めなくなった資産または資産グループに対して、当該価値下落分だけ評価損が計上される。これに対し、法人税法では、債務確定主義の見地から、未確定の債務、すなわち評価損は損金として認められない。第二に、グルーピング資産の範囲の相違がある。2003年12月に法人税法基本通達が改正されたことにより、減価償却費の一部に減損損失が認められたが、減損会計でのグルーピングは「キャッシュフロー生成の最小単位」で行われるのに対し、法人税法では、減価償却資産の細目が同一のものに対してグルーピングが行われる。このため、減損損失を減価償却費の一部として対応させるのは困難であるといえる。しかし、全法人を対象にした実際の数値データを用いて対応を検討したところ、普通償却限度額の枠内において損金算入の余地があると考えられる。

また、資産売却による対応でも企業へのデメリットが大きいことから悪影響を避けられない。さらに、減損会計を適用することで、同族会社の留保金課税や受取配当等の負債利子、資産税においても影響が出る。

このような状況の中で、2006年3月期決算において減損会計が強制適用される。減損会計が導入される背景として、IASによる国際的調和化の波が押し寄せていることが挙げられる。しかし、減損会計を強制適用することで国際的動向に足並みをそろえたとしても、国内の減損会計に対する会計処理が整備されていない現段階では、対応が十分とは言えない。導入時期までに、税務だけでなく企業会計の両者が歩み寄っての早急な対応が望まれる。

(宮本 礼子)

参考文献一覧

- 秋葉賢一 [2002.11] 「減損損失の認識と測定」『企業会計』
- 新井益太郎 成道秀雄 [2001.6] 『税務会計論』中央経済社
- 小澤善哉 [2002.10] 『ひとめでわかる減損会計』東洋経済社
- 企業財務制度研究会 [1998.8] 『減損会計をめぐる論点 減損会計委員会報告』
- 金融庁 [2003.10] 『平成16年度税制改正要望書』
- 減損会計研究委員会 [2000.3] 『減損会計をめぐる論点 減損会計研究委員会報告』
- 現代国際会計研究会 [2003.11] 『企業会計の国際的潮流』五紘舎
- 坂本雅士 [2004.10] 「税法規定と減損処理」『固定資産の減損に係る研究-会計と税務の観点からの検討-』
- 篠原繁 [2002.11] 「固定資産の減価償却と減損」『会計』
- 白石和孝 [2000.10] 「イギリスの暖簾と無形資産の会計」『会計』
- 新日本監査法人 [2004.4] 『完全ガイド 固定資産の減損会計実務』
- 税務研究会 [2004.8] 『週刊経営財務』
- 高瀬央 [2003.3] 「「減価償却」と「減損」と」『税経通信』
- 高橋選哉 [2004.10] 「減損処理と陳腐化償却」『固定資産の減損に係る研究-会計と税務の観点からの検討-』
- 田中建二 [1994.4] 『時価会計入門』中央経済社
- 千葉雄二 [2003.6] 『図解 法人税』恵友社
- 中西良彦 [2004.9] 「留保金課税の課題」『税研』
- 成道秀雄 [1999.12] 「固定資産の減損損失の税務」『日税研論集』
- 日本公認会計士協会 [2003.7] 『平成16年度税制改正要望書』
- 日本租税研究協会 [2004年度版] 『税制参考資料集』
- 長谷川英治 [2002.12] 『減損会計の仕組みと対策』中央経済社
- 平川忠雄 [2004.7] 「減損会計に当たっての税務の対応」『租税研究』
- 平野嘉秋 [2003.2] 『新しい企業会計制度』財団法人大蔵財務協会
- 平松明 [2002.11] 「減損会計の導入の経緯と今後の課題」『企業会計』
- 廣田壽俊 [2004.4] 『これでわかる減損会計』清文社
- 福島和宏 久保理 [2002.4] 「固定資産の減損会計」『企業会計』
- 古田美保 [2004.10] 「減損処理と普通償却」『固定資産の減損に係る研究-会計と税務の観点からの検討-』
- 都正二 [2002.12] 「減損処理後の会計処理および開示」『企業会計』
- 村井敞 [2004.1] 『減損会計がよくわかる本』同文館出版
- 吉牟田勲 成道秀雄 [2002.2] 『税務会計学辞典』中央経済社
- 米谷斉 [2004.1] 「減損会計と法人税の調整」『税務弘報』
- 渡辺淑夫 [2003.7] 『法人税法—その理論と実務』中央経済社